

## 通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ

(案)

平成 20 年 9 月 5 日

### はじめに

本年 2 月 15 日、情報通信審議会は、通信・放送の融合・連携の進展等を踏まえ、これに対応した通信・放送の総合的な法体系の在り方について、総務大臣から諮問を受け、情報通信政策部会の下に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。

委員会は、約半年の審議を重ね、今後重点的に審議すべき主な論点及びその検討の方向性等について整理を行い、これを中間論点整理として 6 月 13 日に公表し、6 月 14 日から 7 月 14 日まで意見招請を実施した。

その結果、中間論点整理に対しては、関係各方面から 80 件の意見が寄せられたところである。

本検討アジェンダ（案）は、中間論点整理及びこれに対して寄せられた意見等を踏まえ、改めて委員会において審議すべき事項等を整理したものであり、本アジェンダ（案）を踏まえつつ、委員会では、今後、関係事業者や有識者から意見聴取を行いつつ、審議を深めることとする。

## 1. 法体系全般

従来の通信・放送サービスは、音声・データ・映像等のサービスごとに個別にネットワークが構築され、ネットワークとサービスが対一で対応する形態を採ってきた。現在の通信・放送に関する法制度も、ネットワークとサービスが対一で対応しており、サービスの態様ごとに規律の体系を構築する「縦割り型」を前提としている。

しかし、放送のデジタル化やネットワークのブロードバンド化・IP化に伴い、多くのサービスにおいて、パケット化された情報が有線・無線を問わず多様なネットワーク上で伝送可能となっており、ネットワークとサービスの対一の対応が崩れ、サービスごとにネットワークを区別する合理的な根拠が失われつつある（市場の水平化）。

また、従来は、回線交換網を使った音声電話のように、エンド・エンドベースでの事業者がサービスを提供してきたが、インターネット電話に代表されるように、端末・伝送サービス・アプリケーションにおいて異なる主体が連携して一つの事業モデルを構築する形態が増加してきている（事業者間の垂直的連携）。

- ① このように市場環境が変化する中であって、市場の水平化に対応して可能な限り規律の大括り化を検討することは適当か。また、事業者間の垂直的連携に対応して、従来、エンド・エンドベースでの事業者により提供されてきたサービスについても、ネットワーク設備の設置者と当該設備上でサービス提供を行う者との間で自由な組合せを可能とする法体系を検討していくことは適当か。
- ② 通信か放送かの区分にとらわれない新たなサービスの提供や事業者による迅速かつ柔軟な事業展開を促進するとともに、通信・放送の融合・連携型のサービスについて、法体系の適用関係を明確化し、同一のサービスには同一の規律が適用されることによって統一的な競争条件の確保や利用者保護を検討することは適当か。
- ③ 具体的には、現状のサービスごとの「縦割り型」の法体系について見直しを行い、特に、「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の3つのレイヤーを観念した上で全体として合理性のある法体系に改め、レイヤー内及びレイヤー間の事業展開の自由度を高め、迅速かつ柔軟な事業展開が図られるようにするとともに、レイヤー内及びレイヤー間の規律を可能な限り合理化し、統一的な競争条件及び利用者保護を検討することは適当か。
- ④ その際、新たな法体系の理念・目的、包括化すべき法律の範囲、情報流通における配慮事項及び規律の国際化等についても検討することは適当か。

## 2. 伝送設備規律

### (1) 電波利用の目的・区分

情報通信分野の技術革新に伴い、多様な用途に利用できる伝送設備の整備が進んでいることから、通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスを可能とする制度について検討することは適当か。

具体的には、従来からの電気通信業務用又は放送用の無線局に加えて、柔軟なビジネス展開を可能にするため、通信・放送両方のサービスを行うための免許申請や免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度について、国際法規との整合性の確保、「電波の公平かつ能率的な利用を確保する」という電波法の目的等を踏まえて検討することは適当か。

### (2) 電波利用手続

通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスの円滑な市場投入等を可能とするために、電波利用の手続について、例えば、以下の点などについて検討することは適当か。

- ① 地理的に広範に多数の無線局を開設することが必要なサービスに関し、現在は携帯電話の基地局等のみ認められている「特定基地局」の開設計画の認定の対象として追加すべき無線局の有無
- ② 新たなシステムの導入のために簡素化することが可能な手続の有無

### (3) その他検討すべき事項

上記(1)及び(2)以外に検討すべき事項はあるか。

### 3. 伝送サービス規律

#### (1) 伝送サービス規律の再編

- ① 伝送サービスの意義については、電気通信役務の概念を踏まえ、「電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス」とする方向で検討することは適当か。
- ② 伝送サービスとして捉えるべきサービスの範囲については、どのように設定することが適当か
- ③ 具体的には、受託放送役務や有線テレビジョン放送のチャンネルリース及び有線放送電話等、外形的に伝送サービスと類型化できるもののうち規律趣旨が電気通信事業法の規律趣旨と共通するものに係る規律については、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図る方向で検討することは適当か。(当該体系で捉えきれない部分については、特別規定や適用除外規定を設ける方向で検討することは適当か。)

#### (2) 有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し

有線テレビジョン放送施設について、引き続き現行規律（設置の許可制、他の有線テレビジョン放送事業者に対する施設の提供義務、譲渡等の認可制、円滑な設置についての国等の配慮規定等）を維持する方向と、現行規律を緩和して電気通信回線設備を設置する電気通信事業者と同等の規律を適用する方向のいずれの方向で検討することが適当か。

#### (3) 有線放送電話に係る規律の見直し

有線放送電話について、引き続き現行規律（業務の許可制等が課される一方、会計の整理等は課されていない。）を維持する方向と、基本的に電気通信事業として扱う方向のいずれの方向で検討することが適当か。

#### (4) その他検討すべき事項

上記（1）～（3）以外に検討すべき事項はあるか。

## 4. コンテンツ規律

### (1) メディアサービス（仮称）の範囲

「メディアサービス」（仮称）の範囲については、従来の放送の概念を踏まえ、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」とする方向で検討することは適当か。その際、現行の放送が多様化している状態に即し、より明確化を図る観点から定義の見直しを検討することは適当か。

### (2) 「メディアサービス」の区分

- ① 「メディアサービス」について、日常生活に必需の情報の送信という特別な公共的役割を担う「特別メディアサービス」を区分する方向で検討することは適当か。
- ② 「特別メディアサービス」については、「国民の日常生活や非常時における不可欠の情報提供手段」の確保を中心に検討することは適当か。

### (3) 「メディアサービス」に関する具体的規律

#### ① 基本的な考え方

「特別メディアサービス」の役割の確実な実施を担保することを前提として、情報流通の中での「メディアサービス」の位置付けや役割の違いに応じ、関係する法律の規定についてレイヤー間の関係が明確化されるよう再編する方向で検討することは適当か。

#### ② 番組規律

「特別メディアサービス」については、現在の放送に係る番組規律を基礎とし、その他のメディアサービスについては、個々にそれに係る番組規律の合理化を検討することは適当か。

#### ③ 「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方

「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方について、現行の有線テレビジョン放送法上の義務再送信制度（受信障害発生区域において有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対しテレビジョン放送の同時再送信を義務付ける制度）、同意再送信に係る裁定制度（テレビジョン放送の再送信について放送事業者との協議が調わない場合等に、同意をすべき旨の総務大臣裁定を有線テレビジョン放送事業者が申請することができる制度）の在り方を含め検討することは適当か。

### (4) 表現の自由享有基準（いわゆるマスメディア集中排除規制）

表現の自由享有基準については、維持する方向で検討することは適当か。その際、「特別メディアサービス」に係るものは現在の規律を基礎とし、その他のメディアサービスに係るものは、個々にその合理化を検討することは適

当か。

(5) 「オープンメディアコンテンツ」に関する規律

- ① 「メディアサービス」として提供されるもの以外の「公然性を有する情報通信コンテンツ」(「オープンメディアコンテンツ」(仮称))に係る違法・有害情報対策について、現在は私法上の権利侵害情報のみがいわゆるプロバイダ責任制限法の対象となっているところ、その責任制限の範囲を諸外国の一部のように違法情報全般や刑事上の責任というところにまで拡大するか検討することは適当か。
- ② 有害情報への対策を検討することは適当か。

(6) その他検討すべき事項

上記(1)～(5)以外に検討すべき事項はあるか。

## 5. プラットフォーム規律

### (1) 既存のプラットフォーム規律の位置付け

現行の有料放送管理事業に係る規律（注）については、新たな法体系への移行に際して、コンテンツ規律として位置付けるか、コンテンツ規律とは区分して位置付けるかに関し、法技術的な観点から検討することは適当か。

（注）有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行おうとする者に対しては、業務の届出義務及びその適正かつ確実な運営確保の措置義務が課せられている。

### (2) その他検討すべき事項

上記（1）以外に検討すべき事項はあるか。

## 6. レイヤー間の規律

### (1) 紛争処理

異なるレイヤーに属する事業者間の連携を促進する観点から、電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁について、レイヤー間の紛争を含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争へと対象を拡大する方向で検討することは適当か。

### (2) 公正競争確保のためのレイヤー間規律の在り方

現行の電気通信事業法における公正競争確保のための規律等を踏まえ、新たな法体系の中で公正競争確保のための所要の制度整備の在り方について検討を加えることは適当か。

また、表現の多様性確保などの観点からのレイヤー間規律について、その必要性も含め総合的な検討を行うことは適当か。

### (3) その他検討すべき事項

上記（1）及び（2）以外に検討すべき事項はあるか。

## 7. 利用者利益の確保・向上のための規律

### (1) 利用者利益の確保・向上のための規定の整備

伝送サービスにおける利用者利益の確保・向上のための規定（現在の電気通信事業法の規定における重要事項の説明、苦情処理等）について、メディアサービス等の情報通信サービス全体に適用することは必要か、及び充足すべき規定はないか検討することは適当か。また、利用者を直接救済する規定として、例えば、問題発生時に利用者からの解除権や取消権のような民事的な効果を付与する方向で検討することが適当か。

### (2) 情報セキュリティ等に係る制度整備

利用者利益の確保・向上の観点から、情報セキュリティや視聴者のプライバシーの取扱いに関する制度を整備する方向で検討することは適当か。

### (3) 技術基準

新たな法体系への移行に際し、利用者保護や受信者保護などの観点から、「伝送設備」に係る技術基準（電波の効率的な利用、混信・妨害防止、通信の目的の実現、安全の確保等）、「伝送サービス」に係る技術基準（伝送サービスに対する支障の防止、責任分界）、「メディアサービス」に係る技術基準（簡便な受信の確保、品質確保）ごとに、どのような規律内容とすることが適当か。

その際、災害報道などの特別な公共的役割を果たす「特別メディアサービス」の技術基準については、放送中止事故などの実情や電気通信事業法によって通信システムに課せられている安全性・信頼性の観点からの技術基準との異同を踏まえ、特別の規律が必要か否か検討することは適当か。

### (4) その他検討すべき事項

上記（1）～（3）以外に検討すべき事項はあるか。

## 8. その他の論点

### (1) 特定の法人の位置付け

法律で規定された特定の法人であるNTT及びNHKの業務内容に関する規定の位置付けについては、新たな法体系の在り方について検討する際に、これら特定の法人に影響が及び得る場合に検討することは適当か。



(2) 既存事業者の位置付け

新たな法体系への移行により既存事業者に対して不利益を引き起こすことがないように、新たな法体系への移行に際し、既存事業者については原則として現在の地位を実質的に承継する方向で検討することは適当か。

(3) その他検討すべき事項

上記(1)及び(2)以外に検討すべき事項はあるか。